

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和5年6月12日)

陳情5年警察第9号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-9 (R5.5.17)	警 察	小学校付近における交通安全の確保について	

▶陳情事項

倉吉市立河北小学校付近の道路において、一時停止標示を無視した車が多数見られるなど、小学生や一般の歩行者の安全確保の面から懸念があるので、次のうち、必要に応じて選択的に交通安全対策を講じること。

- 1 一時停止箇所をもっと手前にして余裕を持たせたり、車の運転者に、その先に横断歩道がある事を認知しやすい形での標示を検討すること（例えば、「この先横断歩道あり」といったもの）。
- 2 当該側道の停止標示手前に波打ち状の凹凸を設けるなど、減速を行いやすい環境を整備すること。
- 3 夜間に人に反応して光るライトを設置すること。

▶陳情理由

添付資料に記載の地点は、付近にマクドナルド（179倉吉店）、倉吉市立河北小学校などのある一方通行通りであるところ、川沿いの側道にしては往来の多い通りである。県道249号線に出る付近には横断歩道が設置されているにもかかわらず、そのすぐ手前にある停止標示を無視し、その横断歩道まで無停止で超えてくる車が多い（感覚的には10台のうち、8～9台が無視している）。

以前、私自身も、歩いていたら轢かれかけたことがある。横断歩道には、その途中に車にとって死角となる部分もあるので、特に夜間は余計に危ないと感じる。

横断歩道に、時速30～40kmはあろうかという車が、速度を落とさず、突っ込んでいく場合もある。

県道249号線の交通量は、特に朝、夕のラッシュ時に多く、その側道から、特に右折する場合、北条方面からの車の交通を横切っていかなければならぬので、左側からの車に注意しなければならず、危険性をもった箇所だと思われる。

添付資料の写真是、Googleの地図から引用したものである。

- 1 一時停止箇所をもっと手前にして余裕を持たせたり、車の運転者に、その先に横断歩道がある事を認知しやすい形での標示を検討すること（例えば、「この先横断歩道あり」といったもの）。
- 2 当該側道の停止標示手前に波打ち状の凹凸を設けるなど、減速を行いやすい環境を整備すること。
- 3 夜間に人に反応して光るライトを設置すること。

以上のうち、必要に応じて選択的に対策を講じてほしい（これは、あくまで例示である。）。

なお、議論にあたっては、「現地調査」をぜひ行っていただきたいので、お願ひする。

►提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

警察本部（交通部交通企画課）

【現 状】

平成24年に京都府亀岡市において登校中の児童と保護者10人が死傷する交通事故を受け、同年から全国で通学路における緊急点検が行われ、本県警察においても教育委員会、市町村、道路管理者等と連携して緊急点検を行い、平成25年以降も各地域において合同点検を実施している。

また、令和3年に千葉県八街市において下校中の児童5人が死傷する交通事故を受け、合同点検に加え、通学路を重点とした交通指導取締り、交通監視を実施し、通学路における交通事故防止対策を強化しているところである。

なお、申し出のあった交差点は、通学路点検箇所には含まれていない。

令和4年中の県内における人身交通事故は、発生件数598件、死者数14人、負傷者数は691人で、発生件数及び負傷者数は平成17年から18年連続で減少している。また、令和4年中、小学生の歩行中の人身交通事故は発生件数6件、負傷者数6人であった。

他方、当該交差点における令和4年中の人身交通事故の発生は認められなかった。

当該交差点は、南北に走る市道海田西町1丁目清谷町2丁目2号線（以下「市道」という。）と東西に走る県道清谷北条線（以下「県道」という。）が十字路に交差している場所である。当該交差点の北側方向に走る市道は南向きに一方通行の交通規制を行っている。また、市道の当該交差点に一時停止の道路標識を設置し、一時停止の交通規制箇所には強調（路面）標示を施している。さらに、当該交差点内の東西方向に道路標識・標示により横断歩道が施されている。小学生は登上校時、当該交差点の南側（河北小学校側）に設置されている県道沿いの歩道、横断歩道を徒歩で通学しており、県道北側の横断歩道の利用は見られない。

【取 組 状 況】

県警察においては、主に

- 教育委員会、市町村、道路管理者と連携して通学路点検及び必要な箇所における対策
- 飲酒・無免許運転、速度超過、通行禁止、信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等の悪質・迷惑・危険な違反に対する交通指導取締りやパトカー、白バイの赤色灯点灯による走行・駐留警戒
- 信号機、道路標識等の設置による交通規制を行い、道路における危険の防止と交通の安全と円滑化の取組
- 運転免許の更新時講習、安全運転管理者講習、幼児・児童等に対する交通安全教室等の開催や高齢者宅への個別訪問等による交通ルールの遵守や交通マナーの呼びかけ
- 交通安全運動等における関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- T V、ラジオ、ホームページ、広報紙、S N S等による情報発信

等を行って、県内の交通事故防止対策を推進している。